

## 社会福祉法人階上町社会福祉協議会いきいきシルバーバンク事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、定年退職者等の高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業の機会を確保し、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業内容)

第2条 この事業において実施する内容は次のとおりとする。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。以下同じ。）又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対する就業機会の確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識技能の付与を目的とした講習等の実施
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的を達成するために必要な事業

### (就業登録)

第3条 この事業の目的に賛同し、次のいずれにも該当する者を就業登録者として、社会福祉法人階上町社会福祉協議会（以下「本会」という。）に登録するものとする。

- (1) 階上町に居住する概ね60歳以上の者
- (2) 健康な者であって臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業が可能で、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する者

### (登録手続き)

第4条 就業登録者として登録しようとする者は、所定の登録申込書を本会会長（以下「会長」という。）に提出し、会長の承認を受けるものとする。

### (登録解除)

第5条 就業登録者としての登録を解除しようとするときは、その旨を会長に届け出るものとする。  
2 就業登録者が死亡したときは、本会において登録を解除するものとする。

### (傷害保険の加入)

第6条 就業登録者の就業中における事故等については、本会が加入する傷害保険の範囲内で補償するものとする。

- 2 就業登録者が就業中、発注者又は第三者の身体、若しくは財物に損害を与えたときは、本会が加入する賠償責任保険の範囲内で補償するものとする。

(就業)

第7条 本会は、就業登録者の健康状態と能力に応じて就業を提供するものとする。

- 2 就業登録者に提供する就業に係る本会が請負う又は委任を受ける契約(以下「請負等」という。)については、就業登録者から付託を受けて本会がその交渉に当たるものとし、就業登録者は、その請負等及び作業条件等について、当該契約の相手側との直接交渉は行わないものとする。
- 3 就業登録者の就業に係る作業手順の打合せ及び就業登録者の遵守事項等必要な事項については、別に定める。
- 4 就業登録者は就業に当たって、社会的地位、門地、性別、宗教などの理由で差別的扱いを受けないものとする。

(配分金)

第8条 この事業により本会が提供する就業を行った就業登録者に対し、請負等契約金額の範囲内において配分金を支給するものとする。

- 2 配分金の額及び配分方法については、別に定める。

(事務費)

第9条 本会は、就業登録者の就業に係る経費として、配分金の他、事務費及び材料費等その他の必要な経費を請負等の契約金額から徴収するものとする。

(会計)

第10条 この事業の会計は、本会の一般会計で処理するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。